

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第104号



訪問購入（買取）による相談が 全国的に増加中！

「きつかけは訪問購入？犯罪まがいの深刻なトラブルにご注意を！大切な貴金属が持ち去られたなどの事例が寄せられています」と国民生活センターから事例紹介と注意喚起が呼び掛けられています。

9月末現在、当センターにこの種の深刻な相談は届いておりませんが、特に注意してほしいトラブルとして紹介します。

このようなトラブルが発生しています！

■突然電話があり、「皿1枚だけでもいいので」としつこく言われ、しかたなく訪問を承諾した。訪問を受けた際、「鑑定してあげる」などと言われ、結局売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。

■「不用品を買い取るだけ」という予定だったが、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、根負けして貴金属数点を約1万円で売ってしまった。冷静に考えると1万円は安い。取り戻したい。

ほかに、「業者が帰ったあと指輪がなくなっていた」「身に着けていた大切な指輪を強引に要求された」などといった犯罪まがいの相談もあります。

トラブルにあわないために

●購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。

●突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。飛び込み勧誘は法律で禁止されています。

●購入業者が来た際は、一人ではなく複数で対応し、氏名（事業者名）、買い取り対象の物品を確認しましょう。

●買い取りの勧誘を承諾していない貴金属等の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。

●クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができるため、期間内は物品を渡さないことも一つの手段です。

相談事例紹介

SNSを悪用した投資詐欺に注意！

今月の相談

SNSで知り合った人からFX取引による投資を勧められ、その人の指示に従ってインストールしたアプリを通じて、指定された個人名義の口座に送金し、総額三百万円投資した。その後、アプリ上で利益が出ていたため残高を引き出そうとしたができず、相手とも連絡が取れなくなってしまった。

今回の相談では、アプリ上の表記で利益が出ていたため、信用して次々と送金してしまい、その後、お金を引き出そうとすると、「追加費用を支払わないと出金できない」と再度お金を請求され、結局お金を引き出すことができず、相手とも連絡が取れなくなってしまうという手口でした。

相手と連絡が取れず、返金を求めることができなかったため、すぐに警察へ相談するよう助言しました。最近では、「簡単に儲かる」などと勧誘する投資トラブルが多く発生しています。特に、著名人を騙って投資グループへの参加を勧誘し、偽のアプリを登録させる手口が増加しています

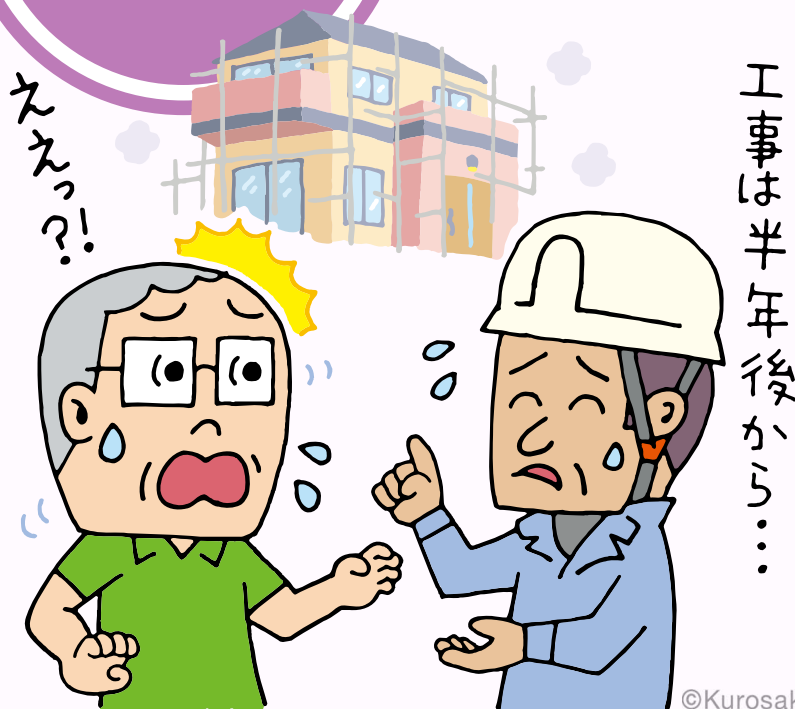
トラブルにあわないためのポイント！

- ・インターネット上で知り合った人の話を安易に信用しない。
 - ・振込先に個人名義の口座を指定された場合は、絶対に振り込まない。
 - ・金銭のHPで金融商品取引業の登録の有無を確認し、無登録業者との取引は行わない。
 - ・FX取引の仕組みを理解しないまま契約はしない。
- 不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、一人で悩まず、すぐに消費生活センターに相談してください。

問 幕別町消費生活センター（☎55-5800）

地区	相談受付	場所
札幌	月曜～金曜	札幌コミュニティプラザ 消費生活センター
幕別	火曜・木曜	役場 1階相談室
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報



©Kurosaki Gen

雨漏りがあったため、事業者に見てもらったところ「腐っている部分がある」と言われ**屋根工事**をすることにした。**見積り額**が約450万円と**高額**だった

ので、**他社**からも見積もりを取り**比較**しようとしたが「当社は職人がそろっており工事が**早く済む**」と言われたため契約した。工事前に**半額**程度の金額を**支払った**が、足場を組んだ後になって「職人の手配ができず工事は**約半年後**になる」と告げられた。解約を申し出ると解約料がかかると言われ、納得できない。

(60歳代)

高額な前金を支払ったのに…リフォーム工事の契約トラブル

ひとこと助言

前払いは慎重に



見守るくん

- 外壁や屋根などの戸建住宅のリフォーム工事で、高額な前金を支払ったにもかかわらず、なかなか工事が進まないなどの相談が寄せられています。
- 契約する前に複数の事業者から見積もりを取り、費用だけでなく、工期や施工体制、保証内容等についても十分検討することが重要です。
- 高額な費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。
- 工事が滞った際の備えとして、遅延補償の定め等が契約書にあるか確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。